



TOKIO MARINE  
ASSET MGT

2020年12月2日

## ～「Go To トラベル」事業の経済効果～

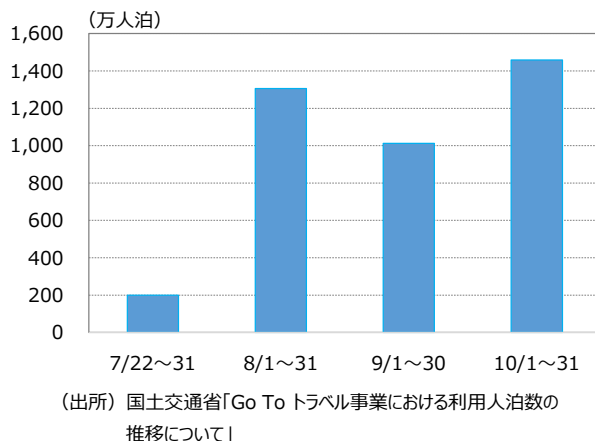
東京海上アセットマネジメント  
投信情報部 岡 圭佑

### 10月の「Go To トラベル」事業の利用者は増加に転じる

国土交通省の公表「Go To トラベル事業における利用実績等について」によると、同事業の利用は7月22日から10月31日の累計で約3,976万人泊に達したという。単月で見れば、「Go To トラベル」事業が開始した直後の8月は急増し、9月にいったん減少したが、10月には再び増加した格好だ（図表1）。

「Go To トラベル」事業の効果は、月次統計にも表れている。11月30日に公表された宿泊旅行統計調査によれば、日本人の延べ宿泊者数は5月（前年比▲81.6%）に大きく落ち込んだ後、緩やかな回復傾向が続き10月（同▲17.2%）には前年の8割の水準にまで回復している（図表2）。

【図表1 「Go To トラベル」事業の利用状況】  
2020年7月22日～10月31日



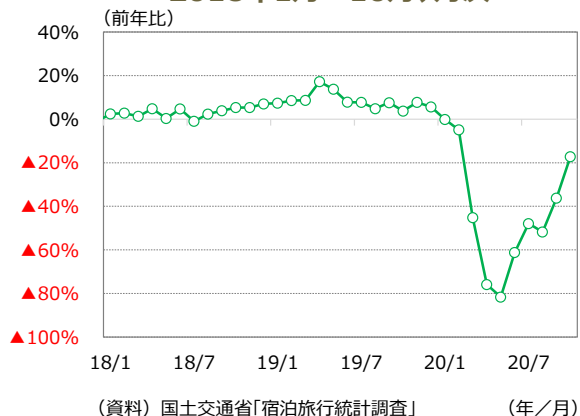
### 「Go To トラベル」事業の消費押し上げ効果は5,400億円程度

では、「Go To トラベル」事業がどの程度の経済的な効果をもたらしたのか試算してみよう。国土交通省の公表によると、「Go To トラベル」事業が開始した7月22日から10月31日までの期間に、国が支援した宿泊・旅行代金は少なくとも約1,886億円である。「Go To トラベル」事業は旅行代金の35%を国が支援する仕組みであるが、旅行代金総額の35%が1,886億円にあたる。この金額から、全体の宿泊・旅行代金を計算すると、5,400億円程度となる。

東京都発着の旅行は7月22日～9月30日までの期間、「Go To トラベル」事業から除外されていたが、開始当初から東京都発着の旅行が含まれていた（以下、フル稼働時）と仮定すると、概算で5,800億円程度、年換算では2.1兆円の消費押し上げ効果（※）があった計算になる。

このように、「Go To トラベル」事業は新型コロナウイルス感染拡大で危機に直面した観光業を支援する策として一定程度の効果を発揮したとみられるが、足もとでは感染再拡大もあり暗雲が漂い始めている。

【図表2 日本人の宿泊者数の推移】  
2018年1月～10月、月次



※東京都発着の宿泊・旅行代金は、全体の宿泊・旅行代金を東京都の人口で案分して計算。一人当たりの宿泊・旅行代金が全国一様であると仮定。

※上記は過去の実績であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。

※上記は作成日時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

(次頁へ続く)

## 「Go To トラベル」事業の一部停止などで個人消費の回復ペースは鈍化の公算

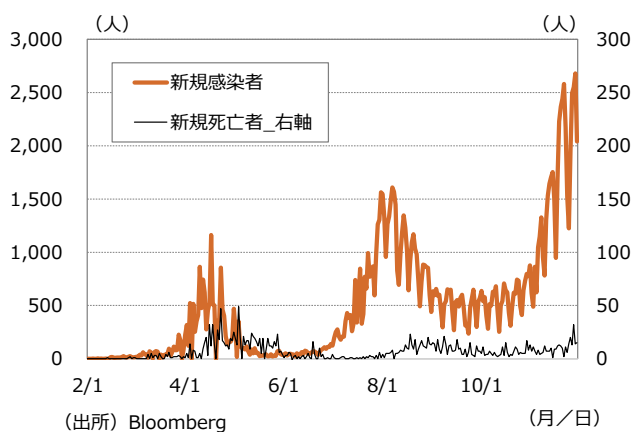
新型コロナウイルスの感染が拡大するなか（図表3）、11月21日に政府は感染拡大地域を目的地とする旅行の新規予約の一時停止の導入などを都道府県知事に要請する考えを示し、24日には北海道と大阪府の知事が「Go To トラベル」事業から、札幌市と大阪市を除くことで合意した。

「Go To トラベル」事業から、札幌市と大阪市が除外されたことによる消費への影響を計算すると、年換算で▲800億円程度の減少にとどまる。しかし、感染拡大が顕著な名古屋市と東京都も除外となれば、年換算で▲3,400億円程度減少の計算される。さらに、除外の対象を都道府県単位（北海道、東京都、愛知県、大阪府）に拡大した場合、年換算で▲5,800億円程度減少する計算になり、「Go To トラベル」事業の消費押し上げ効果はフル稼働時（2.1兆円の消費押し上げ効果）に比べ、3割程度薄れることになる。

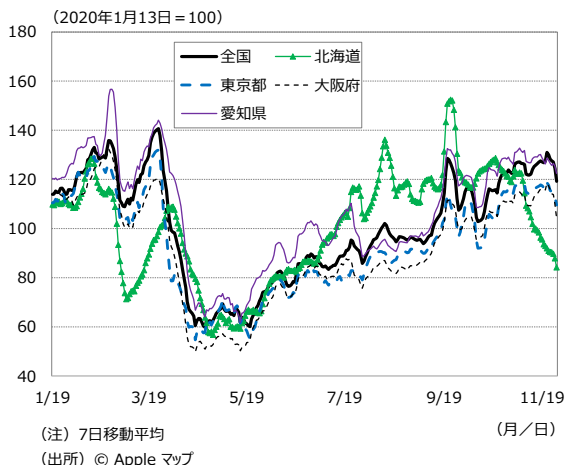
このように、「Go To トラベル」事業の除外を感染が急拡大している地域まで対象とすれば、経済への悪影響は避けられない。一部の自治体では「Go To トラベル」事業の一時停止要求を決定しており、利用者の増加ペースは鈍化する可能性が高い。また感染拡大が顕著な地域では人の外出が抑制されていることも（図表4）、個人消費の回復に水を差しかねない。

今後の個人消費の動向を占う上で、自治体レベルの「Go To トラベル」事業を含めた行動制限によって、感染拡大を抑制できるかが鍵となろう。

【図表3 国内における新型コロナの感染状況】  
2020年2月1日～11月29日、日次



【図表4 アップルマップ検索数による人の移動量（徒歩）】  
2020年1月19日～11月28日、日次



※上記は過去の実績であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。  
※上記は作成日時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

## 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これら組み入れ資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資信託は、**預貯金や保険と異なります**。また、**投資元本が保証されているものではなく**、基準価額の下落により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります**。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

## 投資信託に係る費用について

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 **上限3.3% (税込)**
  - 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 **上限0.5%**
  - 保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 **年率上限2.035% (税込)**  
※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。
  - その他の費用・手数料・・・監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
- 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

※お客さまにご負担いただく手数料等の合計金額については、お客さまの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

### <ご注意>

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご確認ください。

## 東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016  
(土日祝日・年末年始を除く 9:00~17:00)

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。